

# 外国人技能実習制度適正化講習会



7月19日、前橋市・前橋マリーキュリーホテルにおいて、外国人技能実習制度適正化講習会を開催した。

講師は、全国中小企業団体中央会労働・人材政策本部労働政策部審議役の西津康久氏。

本講習会は、本年11月1日に施行が予定されている「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」並びにその関連法の最新内容と、組合（監理団体）が対応すべき事項の情報提供を目的に実施したもの。当日は、外国人技能実習生共同受入事業を行う事業協同組合の役職員を中心に102名が参加した。

西津氏は、「技能実習法」の概要、パブリックコメント（意見公募手



西津康久氏

（続）を経て、本年4月7日に公布された技能実習法関連の主務省令の内容、現在検討が進められている介護職種追加に関する制度設計の考え方、制度変更に対する組合の対応を中心に解説を行った。

特に今回の技能実習制度の見直しにおけるポイントとして、監理団体に必要な要員と選任の要件、定期監査等の職務の内容が「技能実習法」及びその関連法において具体的に明示された点を挙げた。その上で、技能実習制度がこれまでの入管法令（上陸基準省令等）による間接的な規制から「技能実習法」の制定による直接的な規制に大きく転換したことを強調した。

最後に、西津氏は「外国人技能実習生共同受入事業を行う組合は、これまで以上に事業の実施体制の整備を求められることになる。しかしその前に、日本の技術を発展途上国へ移転させるという外国人技能実習制度の本来の趣旨をよく理解することはもちろん、中小企業等協同組合法、定款を遵守した適正な組合運営がその土台となることを忘れてはならない」と述べ、参加者に基本に立ち返った組合運営の大切さを訴えた。

群馬で就職！

# 合同企業説明会



真剣な表情で資料に目を通す求職者

8月7日・8日の2日間、前橋市・ヤマダグリーンロード前橋において、合同企業説明会を開催した。

県内に本社・事業所を有する企業が、7日に85社、8日に74社参加し、各社ブースを設けて求職者へ説明を行った。

本説明会の対象者は、平成30年3月卒業・修了予定の大学・大学院・短大・高専・専修学校生に加えて、3年以内の既卒者と若年の未就職者。8日は接近している台風の影響が懸念されたものの、それでも両日合わせて約280人と多くの求職者が集まった。

各ブースでは、企業の採用担当者が熱心に自社の説明を行い、求職者も真摯な姿勢で説明に耳を傾



カウンセリングコーナーの様子

ける姿が見て取れた。また、会場の一角にカウンセリングコーナーを設置。様々な悩みを抱えた求職者が訪れ、専門の相談員によるカウンセリングを受けていた。

参加した求職者からは、「参加企業数が多く、様々な地元企業を見ることが出来た」といった声のほか、「少しでも多くの企業を見て回りたいので、もっと開催時間を長くして欲しい」という熱意ある意見もあった。企業側からも、「積極的な求職者が多く、採用につながる有意義な時間だった」と好意的な声が多く寄せられた。

なお同会場にて、次回の合同企業説明会開催を10月30日(月)に予定している。